

第 8 号議案

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の件

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給料表) 第 3 条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 (1)～(5) [略] (6) <u>特定任期付職員給料表(別表第 6)</u>	(給料表) 第 3 条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 (1)～(5) [略]
2 前項の給料表(以下単に「給料表」という。)は、第20条の2に規定する	2 前項の給料表(以下単に「給料表」という。)は、 <u>第3条の3及び第20条</u>

職員以外の全ての職員に適用するものとする。

- 3 職員（指定職給料表の適用を受ける職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。）第3条第1項の規定により採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）を除く。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第7に定める級別基準職務表に定めるとおりとする。この場合において、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

4 [略]

第3条の3 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する。

の2に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。

- 3 職員（指定職給料表の適用を受ける職員を除く。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第6に定める級別基準職務表に定めるとおりとする。この場合において、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

4 [略]

第3条の3 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。）第3条第1項の規定により採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）の給料月額は、別表第5に定める給料月額を超えない範囲内で任命権者が定める。

2 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により別表第6に掲げる号給により難いときは、前項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（別表第5の8号給の額未満の額に限る。）又は別表第5の8号給の額に相当する額に決定することができる。

3 第1項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

（昇給等の基準）

第4条 [略]

2～7 [略]

8 次の各号に掲げる職員の第6項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

（昇給等の基準）

第4条 [略]

2～7 [略]

8 前項の規定にかかわらず、55歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）以上の職員に関する当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後における第6項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である

場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）に達した日後の最初の4月1日以後に在職する職員（次号に掲げる職員を除く。）

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員

9～12 [略]

13 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号により採用された職員（以下「育児休業代替任期付職員」という。）及び任期付職員法第4条の規定により採用された職員（以下「任期付フルタイム勤務職員」という。）の職務の級は、別表第8の左欄に掲げる給料表の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務の級に限る。

14 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任

9～12 [略]

13 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号により採用された職員（以下「育児休業代替任期付職員」という。）及び任期付職員法第4条の規定により採用された職員（以下「任期付フルタイム勤務職員」という。）の職務の級は、別表第7の左欄に掲げる給料表の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務の級に限る。

14 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任

用職員」という。)の職務の級は、人事委員会規則で定める者を除き、別表第9の左欄に掲げる給料表の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務の級に限る。

(扶養手当)

第7条 [略]

2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1)～(5) [略]

3 扶養手当の月額は、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については6,500円、同項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき14,500円とする。

4 前項の規定にかかわらず、扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、同項の額に、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の

用職員」という。)の職務の級は、人事委員会規則で定める者を除き、別表第8の左欄に掲げる給料表の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務の級に限る。

(扶養手当)

第7条 [略]

2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2)～(6) [略]

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき12,000円とする。

4 前項の規定にかかわらず、扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、同項の額に、5,000円に特定期

数を乗じて得た額を加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第8条 削除

間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を加算した額とする。

第8条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（前条第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、

扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者の退職又は死亡の日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合においては、これらの事実が生じた日の属す

(通勤手当)

第9条 [略]

2 前項第1号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が150,000円を超えるときは、支給単位期間につき、150,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が150,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の

る月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(通勤手当)

第9条 [略]

2 前項第1号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数

月数を乗じて得た額) とする。

3～10 [略]

(単身赴任手当)

第9条の2 公署を異にする異動又は
在勤する公署の移転に伴い、住居を
移転し、父母の疾病その他の人事委
員会規則で定めるやむを得ない事情
により、同居していた配偶者(届出を
しないが事実上婚姻関係と同様の事
情にある者を含む。以下同じ。)と別
居することとなつた職員で、当該異
動又は公署の移転の直前の住居から
当該異動又は公署の移転の直後に在
勤する公署に通勤することが通勤距
離等を考慮して人事委員会規則で定
める基準に照らして困難であると認
められるもののうち、単身で生活す
ることを常況とする職員には、単身
赴任手当を支給する。ただし、配偶者
の住居から在勤する公署に通勤す
ることが、通勤距離等を考慮して人事
委員会規則で定める基準に照らして
困難であると認められない場合は、
この限りでない。

2～4 [略]

(給与の減額)

第12条 職員(会計年度任用職員(法第
22条の2第1項に規定する会計年度
任用職員をいう。以下同じ。))を除く。

を乗じて得た額) とする。

3～10 [略]

(単身赴任手当)

第9条の2 公署を異にする異動又は
在勤する公署の移転に伴い、住居を
移転し、父母の疾病その他の人事委
員会規則で定めるやむを得ない事情
により、同居していた配偶者と別居
することとなつた職員で、当該異動
又は公署の移転の直前の住居から当
該異動又は公署の移転の直後に在勤
する公署に通勤することが通勤距離
等を考慮して人事委員会規則で定め
る基準に照らして困難であると認め
られるもののうち、単身で生活す
ることを常況とする職員には、単身
赴任手当を支給する。ただし、配偶者
の住居から在勤する公署に通勤す
ることが、通勤距離等を考慮して人事
委員会規則で定める基準に照らして困
難であると認められない場合は、こ
の限りでない。

2～4 [略]

(給与の減額)

第12条 職員(会計年度任用職員(法第
22条の2第1項に規定する会計年度
任用職員をいう。以下同じ。))を除く。

以下この条において同じ。)が勤務しないとき(次項に規定するときを除く。)は、勤務時間条例第8条第1項に規定する職員の休日(以下単に「休日」という。)である場合、休暇(勤務時間条例第13条に規定する介護休暇及び勤務時間条例第13条の2に規定する介護時間並びに人事委員会規則で定める特別休暇を除く。)による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認(神戸市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月条例第71号)第16条に規定する部分休業の承認並びに勤務時間条例第14条に規定する介護休暇及び介護時間の承認を除く。)があつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2～4 [略]

(管理職員特別勤務手当)

第16条の2 [略]

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外に勤務した場合は、当該職員には、管理職員

以下この条において同じ。)が勤務しないとき(次項に規定するときを除く。)は、勤務時間条例第8条第1項に規定する職員の休日(以下単に「休日」という。)である場合、休暇(勤務時間条例第13条に規定する介護休暇及び勤務時間条例第13条の2に規定する介護時間を除く。)による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認(神戸市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月条例第71号)第16条に規定する部分休業の承認並びに勤務時間条例第14条に規定する介護休暇及び介護時間の承認を除く。)があつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2～4 [略]

(管理職員特別勤務手当)

第16条の2 [略]

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外に勤務した場合は、当該職員には、管理職員

特別勤務手当を支給することができる。

3、4 [略]

(特定の職員についての適用除外及び特例)

第16条の3 [略]

2 [略]

3 指定職給料表の適用を受ける職員については、第4条、第7条、第8条の3から第10条の7まで、第13条、第14条第2項、第15条及び第16条の規定は適用しない。

4 [略]

5 特定任期付職員については、第4条、第7条、第8条の3、第10条の2から第10条の7まで、第13条、第14条第2項及び第15条の規定は、適用しない。

6、7 [略]

(給与からの控除)

特別勤務手当を支給することができる。

3、4 [略]

(特定の職員についての適用除外及び特例)

第16条の3 [略]

2 [略]

3 指定職給料表の適用を受ける職員については、第4条、第7条、第8条、第8条の3から第10条の7まで、第13条、第14条第2項、第15条及び第16条の規定は適用しない。

4 [略]

5 特定任期付職員については、第4条、第7条、第8条、第8条の3、第10条の2から第10条の7まで、第13条、第14条第2項及び第15条の規定は、適用しない。

6、7 [略]

(特定任期付職員業績手当)

第19条の2 特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対し、当該職員の給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

2 前項の特定任期付職員業績手当の支給方法については、人事委員会が定める。

(給与からの控除)

第23条 次に掲げるものについては、
給与から控除することができる。

(1)～(3) [略]

(4)～(9) [略]

第23条 次に掲げるものについては、
給与から控除することができる。

(1)～(3) [略]

(4) 神戸市立学校教職員共済会の掛
金及び償還金

(5)～(10) [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後									
別表第1 行政職給料表 (第3条関係)									
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	円	円
	1							370,600	537,800
	2							373,100	548,300
	3							375,600	558,500
	4							378,100	567,900
	5							380,500	576,500
	6							383,700	583,900
	7							386,900	591,000
	8							390,100	598,100
	9							393,300	604,600
	10							396,700	610,200
	11							400,100	614,700
	12							403,500	618,200
	13							406,800	621,200
	14							410,200	623,700
	15							413,600	625,700
	16							417,000	627,200
	17							420,300	628,200
	18							423,800	629,200
	19							427,300	
	20							430,700	
	21							434,100	
	22							437,600	
	23							441,100	
	24							444,600	
	25							448,000	
	26							451,400	
	27							454,700	
	28							458,000	
	29							461,200	
	30							464,400	
	31							467,500	
	32							470,600	
	33							473,700	
	34							476,700	
	35							479,700	
	36							482,700	
	37							485,700	
	38							488,700	
	39							491,700	
	40							494,600	
	41							497,500	
	42							499,800	
	43							502,100	
	44							504,300	
	45							506,200	
	46							507,700	
	47							509,200	
	48							510,700	
	49							512,100	
	50							512,900	
	51							513,700	
	52							514,500	
	53							515,400	
	54							516,100	
	55							516,800	
56							517,500		

改正前									
別表第1 行政職給料表 (第3条関係)									
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	円	円
	1							370,600	480,600
	2							373,100	484,200
	3							375,600	487,800
	4							378,100	491,300
	5							380,500	494,800
	6							383,700	498,400
	7							386,900	502,000
	8							390,100	505,600
	9							393,300	509,000
	10							396,700	512,600
	11							400,100	516,200
	12							403,500	519,800
	13							406,800	523,100
	14							410,200	526,800
	15							413,600	530,500
	16							417,000	534,200
	17							420,300	537,800
	18							423,800	541,300
	19							427,300	544,800
	20							430,700	548,300
	21							434,100	551,800
	22							437,600	555,200
	23							441,100	558,500
	24							444,600	561,800
	25							448,000	564,900
	26							451,400	567,900
	27							454,700	570,800
	28							458,000	573,700
	29							461,200	576,500
	30							464,400	578,400
	31							467,500	580,300
	32							470,600	582,200
	33							473,700	583,900
	34							476,700	585,700
	35							479,700	587,500
	36							482,700	589,300
	37							485,700	591,000
	38							488,700	592,200
	39							491,700	593,400
	40							494,600	594,600
	41							497,500	595,700
	42							499,800	596,900
	43							502,100	598,100
	44							504,300	599,300
	45							506,200	600,400
	46							507,700	601,300
	47							509,200	602,200
	48							510,700	603,100
	49							512,100	603,800
	50							512,900	604,600
	51							513,700	605,400
	52							514,500	606,200
	53							515,400	607,000
	54							516,100	607,800
	55							516,800	608,600
56							517,500	609,400	

57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119

518,300
519,000
519,700
520,400
521,000
521,700
522,400
523,100
523,700
524,400
525,100
525,800
526,400
527,500
528,600
529,700
530,600
531,700
532,800
533,900
535,000

57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119

518,300
519,000
519,700
520,400
521,000
521,700
522,400
523,100
523,700
524,400
525,100
525,800
526,400
527,500
528,600
529,700
530,600
531,700
532,800
533,900
535,000
536,200
537,300
538,400
539,400
610,200
611,000
611,800
612,600
613,400

	120								
	121								
	122								
	123								
	124								
	125								
	126								
	127								
	128								
	129								
	130								
	131								
	132								
	133								
	134								
	135								
	136								
	137								
定年前再 任用短時 間勤務職 員		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	基準給料月 額	基準給料月 額
		円 187,900	円 210,700	円 257,800	円 291,400	円 309,000 (332,400) (386,400)	円 366,200	円 416,700	円 450,700

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に8,800円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 [略]

	120								
	121								
	122								
	123								
	124								
	125								
	126								
	127								
	128								
	129								
	130								
	131								
	132								
	133								
	134								
	135								
	136								
	137								
定年前再 任用短時 間勤務職 員		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	基準給料月 額	基準給料月 額
		円 187,900	円 210,700	円 257,800	円 291,400	円 309,000 (332,400) (386,400)	円 366,200	円 416,700	円 450,700

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 [略]

別表第2 消防職給料表 (第3条関係)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	給料月額 円
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	1							370,600
	2							373,100
	3							375,600
	4							378,100
	5							380,500
	6							383,700
	7							386,900
	8							390,100
	9							393,300
	10							396,700
	11							400,100
	12							403,500
	13							406,800
	14							410,200
	15							413,600
	16							417,000
	17							420,300
	18							423,800
	19							427,300
	20							430,700
	21							434,100
	22							437,600
	23							441,100
	24							444,600
	25							448,000
	26							451,400
	27							454,700
	28							458,000
	29							461,200
	30							464,400
	31							467,500
	32							470,600
	33							473,700
	34							476,700
	35							479,700
	36							482,700
	37							485,700
	38							488,700
	39							491,700
	40							494,600
	41							497,500
	42							499,800
	43							502,100
	44							504,300
	45							506,200
	46							507,700
	47							509,200
	48							510,700
	49							512,100
	50							512,900
	51							513,700
	52							514,500
	53							515,400
	54							516,100
	55							516,800
	56							517,500
	57							518,300
	58							519,000

別表第2 消防職給料表 (第3条関係)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	給料月額 円
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	1							370,600
	2							373,100
	3							375,600
	4							378,100
	5							380,500
	6							383,700
	7							386,900
	8							390,100
	9							393,300
	10							396,700
	11							400,100
	12							403,500
	13							406,800
	14							410,200
	15							413,600
	16							417,000
	17							420,300
	18							423,800
	19							427,300
	20							430,700
	21							434,100
	22							437,600
	23							441,100
	24							444,600
	25							448,000
	26							451,400
	27							454,700
	28							458,000
	29							461,200
	30							464,400
	31							467,500
	32							470,600
	33							473,700
	34							476,700
	35							479,700
	36							482,700
	37							485,700
	38							488,700
	39							491,700
	40							494,600
	41							497,500
	42							499,800
	43							502,100
	44							504,300
	45							506,200
	46							507,700
	47							509,200
	48							510,700
	49							512,100
	50							512,900
	51							513,700
	52							514,500
	53							515,400
	54							516,100
	55							516,800
	56							517,500
	57							518,300
	58							519,000

59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121

519,700
520,400
521,000
521,700
522,400
523,100
523,700
524,400
525,100
525,800
526,400
527,500
528,600
529,700
530,600
531,700
532,800
533,900
535,000

59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121

519,700
520,400
521,000
521,700
522,400
523,100
523,700
524,400
525,100
525,800
526,400
527,500
528,600
529,700
530,600
531,700
532,800
533,900
535,000
536,200
537,300
538,400
539,400

	122							
	123							
	124							
	125							
	126							
	127							
	128							
	129							
	130							
	131							
	132							
	133							
	134							
	135							
	136							
	137							
定年前再 任用短時 間勤務職 員		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		187,900	210,700	257,800	291,400	309,000 (332,400) (386,400)	366,200	416,700

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に8,800円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 [略]

	122							
	123							
	124							
	125							
	126							
	127							
	128							
	129							
	130							
	131							
	132							
	133							
	134							
	135							
	136							
	137							
定年前再 任用短時 間勤務職 員		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		187,900	210,700	257,800	291,400	309,000 (332,400) (386,400)	366,200	416,700

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 [略]

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア [略]

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 236,000	基準給料月額 円 283,900	基準給料月額 円 318,700 (338,300) (357,900) (386,400)	基準給料月額 円 353,400	基準給料月額 円 429,400

備考 [略]

ウ 教育職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア [略]

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 236,000	基準給料月額 円 283,900	基準給料月額 円 318,700 (338,300) (357,900) (386,400)	基準給料月額 円 353,400	基準給料月額 円 429,400

備考 [略]

ウ 教育職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円

間勤務職員	224,300	278,300	345,500
-------	---------	---------	---------

備考 [略]

エ [略]

オ 教育職給料表(5)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		229,300	275,700	302,900 (329,300) (357,700) (386,200)	329,400	410,500

備考 [略]

間勤務職員	224,300	278,300	345,500
-------	---------	---------	---------

備考 [略]

エ [略]

オ 教育職給料表(5)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		229,300	275,700	302,900 (329,300) (357,700) (386,200)	329,400	410,500

備考 [略]

別表第4 医療職給料表(第3条関係)

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		[略]	[略]	[略]	[略]	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		[略]	[略]	[略]	[略]	円
	1					598,100
	2					604,600
	3					610,200
	4					614,700
	5					618,200
	6					621,200
	7					623,700
	8					625,700
	9					627,200
	10					628,200
	11					629,200
	12					
	13					
	14					
	15					
	16					
	17					
	18					
	19					
	20					
	21					
	22					
	23					
	24					
	25					
	26					
	27					
	28					
	29					
	30					
	31					
	32					
	33					
	34					
	35					
	36					
	37					
	38					
	39					
	40					
	41					
	42					
	43					
	44					
	45					
	46					
	47					
	48					
	49					
	50					
	51					
	52					
	53					
	54					
	55					
56						

別表第4 医療職給料表(第3条関係)

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		[略]	[略]	[略]	[略]
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				
	15				
	16				
	17				
	18				
	19				
	20				
	21				
	22				
	23				
	24				
	25				
	26				
	27				
	28				
	29				
	30				
	31				
	32				
	33				
	34				
	35				
	36				
	37				
	38				
	39				
	40				
	41				
	42				
	43				
	44				
	45				
	46				
	47				
	48				
	49				
	50				
	51				
	52				
	53				
	54				
	55				
56					

57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	-	-
	289,700	342,600	383,800	450,600		

備考 [略]

57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額		
	289,700	342,600	383,800	450,600		

備考 [略]

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 187,900 円	基準給料月額 210,700 円	基準給料月額 257,800 円	基準給料月額 291,400 円	基準給料月額 309,000 (332,400) (386,400) 円	基準給料月額 366,200 円

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に8,800円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 [略]

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 187,900 円	基準給料月額 210,700 円	基準給料月額 257,800 円	基準給料月額 291,400 円	基準給料月額 309,000 (332,400) (386,400) 円	基準給料月額 366,200 円

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																						
<p><u>別表第6 特定任期付職員給料表（第3条関係）</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%; text-align: center;">号給</th> <th style="width: 85%; text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">392,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">440,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">492,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">555,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">634,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">740,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">864,000</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考</u> この表は、特定任期付職員に適用する。</p> <p><u>別表第7 級別基準職務表（第3条関係）</u></p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 医療職給料表(1)級別基準職務表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">職務 の級</td> <td style="width: 85%; text-align: center;">基準となる職務</td> </tr> </table>	号給	給料月額		円	1	392,000	2	440,000	3	492,000	4	555,000	5	634,000	6	740,000	7	864,000	職務 の級	基準となる職務	<p><u>別表第6 級別基準職務表（第3条関係）</u></p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 医療職給料表(1)級別基準職務表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">職務 の級</td> <td style="width: 85%; text-align: center;">基準となる職務</td> </tr> </table>	職務 の級	基準となる職務
号給	給料月額																						
	円																						
1	392,000																						
2	440,000																						
3	492,000																						
4	555,000																						
5	634,000																						
6	740,000																						
7	864,000																						
職務 の級	基準となる職務																						
職務 の級	基準となる職務																						

[略]	[略]	[略]	[略]
4級	[略]	4級	[略]
5級	局長の職務		
(9) [略]		(9) [略]	
別表第8 [略]		別表第7 [略]	
別表第9 [略]		別表第8 [略]	

(職員退職手当金条例の一部改正)

第2条 神戸市職員退職手当金条例(昭和24年9月条例第147号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(退職手当からの控除)	(退職手当からの控除)
第20条 神戸市職員の給与等に関する条例第23条第1号から <u>第3号</u> まで及び <u>第5号</u> から <u>第7号</u> までに掲げるものについては、退職手当から控除することができる。	第20条 神戸市職員の給与等に関する条例第23条第1号から <u>第4号</u> まで及び <u>第6号</u> から <u>第8号</u> までに掲げるものについては、退職手当から控除することができる。

(市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年3月条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及

び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、<u>特定任期付職員業績手当</u>及び退職手当とする。</p> <p><u>(特定任期付職員業績手当)</u></p> <p><u>第11条の3 特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対し、当該職員の給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u></p>

(職員に対する期末手当等の支給に関する条例の一部改正)

第4条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例(昭和28年6月条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線

又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(期末手当)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、算定基礎額に100分の125（特別職に属する者にあつては100分の227.5（公営企業の管理者にあつては100分の230）、管理職手当の支給を受ける職員で規則で定めるもの及び指定職の職員（神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）第3条第1項第5号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員をいう。）（以下これらを「特定幹部職員」という。）にあつては100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p style="text-align: center;">(期末手当)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、算定基礎額に100分の125（特別職に属する者にあつては100分の227.5（公営企業の管理者にあつては100分の230）、管理職手当の支給を受ける職員で規則で定めるもの及び指定職の職員（神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）第3条第1項第5号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員をいう。）（以下これらを「特定幹部職員」という。）にあつては100分の105、<u>特定任期付職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）</u>にあつては<u>100分の230</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合</p>

<p>(1)～(4) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第3条 勤勉手当は、6月1日又は12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（特別職に属する者を除く。以下この項において同じ。）に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職をし、又は死亡をした職員についても、同様とする。</p> <p>2～6 [略]</p>	<p>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第3条 勤勉手当は、6月1日又は12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（特別職に属する者及び<u>特定任期付職員</u>を除く。以下この項において同じ。）に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職をし、又は死亡をした職員についても、同様とする。</p> <p>2～6 [略]</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第5条 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表（第2条、第3条関係）	別表（第2条、第3条関係）

区分	報酬の額	旅費の額
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
投票所の投票管理者	日額 <u>17,300</u> 円。ただし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げ、又は閉じる時刻を繰り上げたことにより職務時間を短縮する場合、職務時間内に交替する場合その他職務時間を短縮する場合は、任命権者が定める額を減額した額	
期日前投票所の投票	日額 <u>15,300</u> 円。ただし、職務時間内に交	

区分	報酬の額	旅費の額
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
投票所の投票管理者	日額 <u>12,800</u> 円。ただし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げ、又は閉じる時刻を繰り上げたことにより職務時間を短縮する場合、職務時間内に交替する場合その他職務時間を短縮する場合は、任命権者が定める額を減額した額	
期日前投票所の投票	日額 <u>11,300</u> 円。ただし、職務時間内に交	

管理者	替する場合その 他職務時間 を短縮する場 合は、任命権 者が定める額 を減額した額
[略]	[略]
投票所 の投票 立会人	日額 <u>15,700</u> 円。ただし、公 職選挙法第40 条第1項ただ し書の規定に より投票所を 開く時刻を繰 り下げ、又は 閉じる時刻を 繰り上げたこ とにより職務 時間を短縮す る場合、立会 時間内に交替 する場合その 他立会時間を 短縮する場合 は、任命権者 が定める額を 減額した額
期日前	日額 <u>13,900</u>

管理者	替する場合その 他職務時間 を短縮する場 合は、任命権 者が定める額 を減額した額
[略]	[略]
投票所 の投票 立会人	日額 <u>10,900</u> 円。ただし、公 職選挙法第40 条第1項ただ し書の規定に より投票所を 開く時刻を繰 り下げ、又は 閉じる時刻を 繰り上げたこ とにより職務 時間を短縮す る場合、立会 時間内に交替 する場合その 他立会時間を 短縮する場合 は、任命権者 が定める額を 減額した額
期日前	日額 <u>9,600</u>

投票所の投票立会人
 円。ただし、立会時間内に交替する場合その他立会時間を短縮する場合は、任命権者が定める額を減額した額

[略] [略]

[略] [略] [略]

前各項以外の附属機関の構成員その他の非常勤の職員
 勤務1日につき34,700円を超えない範囲内で任命権者が定める額。ただし、任命権者が特に必要があると認められた場合は、勤務1月につき給与条例別表第5に定める給料月額を報酬の基準額とし当該基準額を超えない範囲内で任命権者が定める

[略]

投票所の投票立会人
 円。ただし、立会時間内に交替する場合その他立会時間を短縮する場合は、任命権者が定める額を減額した額

[略] [略]

[略] [略] [略]

前各項以外の附属機関の構成員その他の非常勤の職員
 勤務1日につき34,300円を超えない範囲内で任命権者が定める額。ただし、任命権者が特に必要があると認められた場合は、勤務1月につき給与条例別表第5に定める給料月額を報酬の基準額とし当該基準額を超えない範囲内で任命権者が定める

[略]

額	額
備考 [略]	備考 [略]

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例)

第6条 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年1月条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p><u>(12) 山間部等業務手当</u></p> <p>(13)～(20) [略]</p> <p><u>(21) 夏季作業手当</u></p> <p>(22)～(30) [略]</p> <p><u>(31) 緊急対応待機手当</u></p> <p>(32)～(36) [略]</p> <p>(ケースワーク業務手当)</p> <p>第6条 ケースワーク業務手当は、福祉局<u>相談支援課若しくは</u>くらし支援</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p><u>(12) 鳥獣捕獲業務手当</u></p> <p>(13)～(20) [略]</p> <p><u>(21) 削除</u></p> <p>(22)～(30) [略]</p> <p><u>(31) 児童保護業務緊急対応待機手 当</u></p> <p>(32)～(36) [略]</p> <p>(ケースワーク業務手当)</p> <p>第6条 ケースワーク業務手当は、福祉局くらし支援課更生センター、健</p>

課更生センター、健康局保健所保健課若しくは精神保健福祉センター、こども家庭局総合療育センター、東部療育センター若しくは西部療育センター又は区役所保健福祉部（北神区役所保健福祉課並びに区役所支所保健福祉課及び生活支援課を含む。以下同じ。）に勤務する職員でケースワーク業務のうち規則で定めるものに従事するものに対して支給し、その額は、日額500円とする。

（夏季作業手当）

第24条 夏季作業手当は、規則で定め

る温度の高い環境下における業務に1日当たり1時間以上従事したものに対して支給し、その額は、日額200円（当該業務に従事する時間が1日当たり3時間以上となるものに対しては日額500円）とする。

（船長等業務手当）

第27条 船長等業務手当は、港湾局海務課に勤務する職員で港湾局に所属する船舶における船長又は機関長の業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額150円とする。

（緊急対応待機手当）

第34条 緊急対応待機手当は、規則で

健康局保健所保健課若しくは精神保健福祉センター、こども家庭局総合療育センター、東部療育センター若しくは西部療育センター又は区役所保健福祉部（北神区役所保健福祉課及び区役所支所保健福祉課を含む。以下同じ。）に勤務する職員でケースワーク業務のうち規則で定めるものに従事するものに対して支給し、その額は、日額500円とする。

第24条 削除

（船長等業務手当）

第27条 船長等業務手当は、港湾局海務課に勤務する船長、機関長、航海士又は機関士で港湾局に所属する船舶における船長又は機関長の業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額150円とする。

（児童保護業務緊急対応待機手当）

第34条 児童保護業務緊急対応待機手

定める業務に係る緊急対応のために待機を命ぜられたものに対して支給し、その額は、1回につき700円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

(消防職員手当)

第36条 消防職員手当は、次の各号に掲げる業務に従事する職員に対して支給し、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(7) [略]

(8) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として出動して行う業務等であつて次に掲げるもの 日額1,080円を超えない範囲内において消防長が定める額

ア 緊急消防援助隊として出動して行う、消防組織法第44条第1項に規定する消防の応援等

イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された本市の区域外の地域に、消防組織法第39条第2項の規定による協定に基づき出動して行う消防の応援

(9) 国際緊急援助隊の派遣に関する

当は、こども家庭局こども家庭センターに勤務する職員で児童保護業務に係る緊急対応のために待機を命ぜられたものに対して支給し、その額は、1回につき700円とする。

(消防職員手当)

第36条 消防職員手当は、次の各号に掲げる業務に従事する職員に対して支給し、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(7) [略]

法律（昭和62年法律第93号）に規定する国際緊急援助隊として派遣されて行う、同法第2条に規定する国際緊急援助活動 日額4,000円を超えない範囲内において消防長が定める額

2～4 [略]

5 第1項第8号に定める業務に従事する職員のうち、消防長が定める時間帯又は区域において消防長が定める業務に従事する職員に対しては、日額1,080円を超えない範囲内において消防長が定める額を第1項第8号に定める額に加算して支給する。

6 第1項第9号に定める業務に従事する職員のうち、心身に著しい負担等を与えるものとして消防長が定める業務に従事する職員に対しては、日額4,000円を超えない範囲内において消防長が定める額を第1項第9号に定める額に加算して支給する。

（災害応急対応等派遣手当）

第38条 災害応急対応等派遣手当は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生した本市の区域外の地域（国内に限る。）に派遣され、災害応急対応又は災害復旧対応の業務に従事する職員（規則で定める者を

2～4 [略]

（災害応急対応等派遣手当）

第38条 災害応急対応等派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した本市の区域外の地域（国内に限る。）に派遣され、災害応急対応又は災害復旧対応の業務に従事する

除く。) に対して支給し、その額は、日額1,080円とする。

- 2 前項に規定する手当の額は、前項の規定にかかわらず、規則に定める時間帯又は区域において前項に掲げる業務に従事する場合にあっては、日額2,160円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

(海外派遣手当)

第39条 [略]

2 [略]

- 3 前項第3号に掲げるもののほか、教育に関し特別の事情が認められることにより年少子女が学校教育その他の教育を受けるのに相当な経費を要すると市長が認める勤務地に係る外国勤務者に対しては、年少子女1人につき、次に掲げる額のうちいずれか少ない額から法第15条第2項に規定する自己負担額を控除した額(当該年少子女が学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する幼稚園に相当するものとして市長が認める教育施設において教育を受ける場合にあつては、51,000円を限度とする。)を加算した額を、規則で定める換算率により外国通貨に換算した額

職員(規則で定める者を除く。)に対して支給し、その額は、日額1,000円とする。

- 2 前項に規定する手当の額は、前項の規定にかかわらず、災害対策基本法第63条第1項に規定する警戒区域その他これに類する区域において前項に掲げる業務に従事する場合にあつては、日額2,000円とする。

(海外派遣手当)

第39条 [略]

2 [略]

- 3 前項第3号に掲げるもののほか、教育に関し特別の事情が認められることにより年少子女が学校教育その他の教育を受けるのに相当な経費を要すると市長が認める勤務地に係る外国勤務者に対しては、年少子女1人につき、次に掲げる額のうちいずれか少ない額から法第15条の2第2項に規定する自己負担額を控除した額(当該年少子女が学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する幼稚園に相当するものとして市長が認める教育施設において教育を受ける場合にあつては、51,000円を限度とする。)を加算した額を、規則で定める換算率により外国通貨に換算した額

<p>(市長が特に必要があると認める外国勤務者については、当該年少子女1人につき、当該加算した額)を支給する。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(支給方法)</p> <p>第41条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 第39条の規定による<u>海外派遣手当</u>に外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</p>	<p>(市長が特に必要があると認める外国勤務者については、当該年少子女1人につき、当該加算した額)を支給する。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(支給方法)</p> <p>第41条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 第39条の規定により<u>外国通貨に換算した額</u>に当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 第6条の規定による改正後の神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例第36条の規定は、令和7年1月1日から適用する。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第2条 施行日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の神戸市職員の給与等に関する条例第7条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、「(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「14,500円」とあるのは「13,500円」と、「とする」とあるのは、「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(号給の切替え)

第3条 施行日の前日において神戸市職員の給与等に関する条例第3条第1項第1号又は第2号の給料表の適用を受けていた職員のうち、その職務の級が7級

又は 8 級である職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及びその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。

（適用区分）

第 4 条 第 5 条中別表投票所の投票管理者の項、期日前投票所の投票管理者の項、投票所の投票立会人の項及び期日前投票所の投票立会人の項の規定は、施行日以後その期日を公示又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第 95 条の規定による投票（以下「選挙等」という。）について適用し、施行日の前日までにその期日を公示又は告示された選挙等については、なお従前の例による。

（施行細則の委任）

第 5 条 第 1 条の規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定め、第 2 条及び第 6 条の規定の施行に関し必要な事項は、任命権者が定め、第 3 条の規定の施行に関し必要な事項は、管理者が定め、第 4 条及び第 5 条の規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則別表（附則第 3 条関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	7 級	8 級
1	1	1
2	2	1
3	3	1
4	4	1
5	5	1
6	6	1
7	7	1
8	8	1
9	9	1
10	10	1

11	11	1
12	12	1
13	13	1
14	14	1
15	15	1
16	16	1
17	17	1
18	18	2
19	19	2
20	20	2
21	21	3
22	22	3
23	23	3
24	24	4
25	25	4
26	26	4
27	27	5
28	28	5
29	29	5
30	30	6
31	31	6
32	32	6
33	33	6
34	34	7
35	35	7
36	36	7
37	37	7
38	38	8

39	39	8
40	40	8
41	41	8
42	42	8
43	43	8
44	44	9
45	45	9
46	46	9
47	47	9
48	48	9
49	49	9
50	50	9
51	51	10
52	52	10
53	53	10
54	54	10
55	55	10
56	56	10
57	57	10
58	58	11
59	59	11
60	60	11
61	61	11
62	62	
63	63	
64	64	
65	65	
66	66	

67	67	
68	68	
69	69	
70	70	
71	71	
72	72	
73	73	
74	74	
75	75	
76	76	
77	77	
78	77	
79	77	
80	77	
81	77	

イ 消防職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給 \ 職務の級	7 級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10

11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38

39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66

67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	77
79	77
80	77
81	77

理 由

職員の人事・給与に関する制度の見直しを実施するに当たり、条例を改正する必要があるため。